

令和8年8月5日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
15	仕掛	R7.8.19	令和7年度第2回合同WT	標準化期限後における適合基準日の考え方について	（別紙2）機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、適合基準日の考え方について検討を行う必要がある。	【8/19】 デジタル庁と調整を行ったうえで、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、【第1.6版】（令和8年1月公開）以降の検討において適合基準日の記載を見直すこととする。 なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能について見直しを行う。 【11/10】 適合基準日に記載する条項の詳細については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行い、あわせて本紙に考え方を示す予定とする。 なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能及び3章に示した「外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策」にて追加を予定している実装必須機能について見直しを行う予定。 【1/22】 子ども・子育て支援金対応に係る実装必須機能及び外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の公共サービスメッシュを介した収納状況の連携に係る実装必須機能の適合基準日と、適合基準日の考え方について、国保標準仕様書【第1.6版】（案）へ反映済み。 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。 【6/10】 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能については、適合基準日に示すべき制度施行日が、厚生労働省にて引き続き検討中のため未反映となっている。方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。 【6/25】 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策の外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能については、適合基準日に示すべき制度施行日が、厚生労働省にて引き続き検討中のため未反映となっている。方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。	事務局		
16	未着手	R8.1.22	第1.6版全国意見照会	納入通知書の納付義務者情報の追加について	【第1.6版】（案）全国意見照会において、「納入通知書の送付先が納付義務者以外となる場合を考慮し、納付義務者氏名を表示できることを実装必須機能とすべき」といったご意見をいただき、項目追加について、検討を行う必要がある。	【1/22】 納付義務者氏名・住所を実装必須項目として追加する事務局（案）について、令和8年1月13日に実施した第4回合同WTにて議論させていただき、いただいたご意見をもとに再度事務局で方針を検討した結果、納付義務者氏名・住所を実装必須項目として【第1.6版】（案）の（別紙3）帳票詳細要件へ追加し、第4回検討会にお諮りする方針とさせていただくこととする。 一方、（別紙4）帳票レイアウトについては、市区町村等から意見が挙がることも想定されることから、令和8年度にWT及び検討会、全国意見照会を実施したうえで追加することとする。 【6/10】 令和7年度第4回WTに示した対象の28帳票について、帳票詳細要件への項目追加は【第1.6版】にて対応済み。 帳票レイアウトの変更例（5パターン）は令和7年度の対応において構成員より意見聴取済みのため、ご意見をふまえて対象の28帳票について、帳票レイアウトに反映を行う。 【6/25】 令和7年度第4回WTに示した対象の28帳票について、帳票レイアウトに反映を行い、WT構成員のご意見を反映済み。また、標準的な印字位置として帳票レイアウトを示すものの、当分の間は必要に応じて印字位置に変更することを可能とするよう、本紙に規定を追加済み。 【8/5】 国保標準仕様書【第1.7版】（案）に反映して全国意見照会へお諮りしたが、当該要件に対していただいたご意見は、いずれもすでに規定済みの要件にて実現可能であったため、標準仕様書への反映は見送りとした。 第3回検討会において最終承認後、クローズ予定。	事務局		
17	未着手	R8.8.3	第1.7版全国意見照会	賦課における「退職者世帯」に関する機能の取扱いについて	給付管理のF表及び資格管理のE表作成に関する機能要件について、【第1.7版】（案）にて適合基準日を令和10年3月31日とする実装不可機能に変更するとともに、今後必要となる機能のみを新たな機能要件として追加したところ、全国意見照会において、「退職者医療制度に関する機能要件について、業務間の取り扱いが不整合となっており、当該機能を規定し続けることでシステムの移行・保守において余分なコストを発生させる要因となり得る。」とのご意見をいただいたことから、退職者医療制度に関連する機能要件およびデータレイアウトの取り扱いを検討する必要がある。	【8/5】 退職者医療制度に関する機能について、過去の退職分の賦課情報は管理する必要がある等、一律に実装不可機能とすることはできないため、【第1.8版】改訂対応の中で対象機能及び適合基準日を検討し、反映する予定。 なお、データレイアウト（基本データリスト）からの退職者医療制度に関する項目を削除する場合は、デジタル庁の示すデータ要件・連携要件の見直しが必要となることから、デジタル庁へ申し入れを行ったうえで、対応方針を協議する必要がある。	事務局		